

長野県体操協会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、長野県体操協会と称する。

第2条 本会の事務所を、会長の定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、長野県の体操の振興及び普及発展を図り、長野県スポーツの発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 長野県における体操関係団体の育成及び強化発展
- (2) 選手の育成及び強化並びに指導者の養成
- (3) 競技会、講習会、研修会等の開催
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

第5条 本会は、本会の目的に賛同する個人（以下「会員」という。）をもって組織する。

第6条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の議を経てこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会員として不適当な行為をしたとき。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

理事長 1名

副理事長 若干名

常任理事 若干名

理事 若干名

監事 2名

第8条 会長は、総会で選任する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第9条 副会長は、総会で選任する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

第10条 理事長は、理事の互選により選出する。

- 2 理事長は、本会の会務を掌理する。
- 第 11 条 副理事長は、理事の互選により選出する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
- 第 12 条 常任理事は、理事の互選により選出する。
- 2 常任理事は、常任理事会を組織して、本会の会務を処理する。
- 第 13 条 理事は、総会で推挙し、会長が委嘱する。
- 2 理事は、理事会を組織して、本会の会務を執行する。
- 第 14 条 監事は、総会で推挙する。
- 2 監事は、本会の会計を監査する。
- 第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が終了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする

第 5 章 名誉会長、顧問及び参与

- 第 16 条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 第 17 条 名誉会長は、本会の会長であった者、本県の体操に貢献した者又は理事会で適当と認めた者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 第 18 条 顧問は、本会の会長、副会長であった者、本県の体操に貢献した者又は理事会で適当と認めた者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 第 19 条 参与は、本会の役員であった者又は理事会で適当と認めた者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 第 20 条 顧問及び参与は、理事会の諮問に応ずる。

第 6 章 会 議

- 第 21 条 総会は、毎年 1 回以上、会長が招集し議長となる。
- 2 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。
- (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 役員の選任に関すること。
 - (4) 規約の改廃に関すること
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 第 22 条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。
- 2 常任理事会は、理事長が招集し、議長となる。
- 第 23 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 2 理事会は、会長が招集し、議長となる。

- 3 理事会は、次に掲げる事項を審議し、執行する。
 - (1) 総会に提出する議案に関する事項
 - (2) 総会で議決された事項の執行に関する事項
 - (3) 総会を開催することができない急を要する重要事項
 - (4) この規約において理事会が審議することとした事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第7章 委員会

第24条 本会に次の委員会を置く。

体操競技委員会

新体操委員会

トランポリン委員会

Gymnastics for All 委員会

第25条 委員会は、体操競技、新体操若しくはトランポリンの選手の育成強化及び審判技術の向上又は一般体操の普及に関する事項を処理する。

2 委員会は、委員長1名、副委員長及び委員若干名で構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、理事会が推挙し、会長が委嘱する。

第26条 委員会に選手強化部会、審判部会及び普及部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

第8章 会 計

第27条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

(1) 会費

(2) 登録料

(3) 補助金

(4) 事業収入

(5) 寄付金その他の収入

第28条 会費の金額は、別表第1に定める金額とする。

第29条 登録料は、選手指導者登録料及び団体登録料とする。

2 登録料の金額は、別表第2及び別表第3に定める金額とする。

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第31条 予算は、毎会計年度開始前、理事会で作成し、総会の承認を得なければならない。

2 決算は、毎会計年度終了後、決算報告書を作成し、監事の監査を経て、監査報告書を添えて総会に報告し、その承認を得なければならない。

第9章 事務局

第 32 条 本会に会務を処理するため事務局を置く。

第 33 条 事務局は、事務局長、庶務担当、会計担当及び登録担当をもって構成する。

2 事務局長は、理事会が推挙し、会長が委嘱する。

3 庶務担当、会計担当及び登録担当は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第 34 条 事務局長は、会長の命を受けて本会の事務処理を総括する。

2 庶務担当は、事務局等を補佐し、会計担当及び登録担当の所管に属さない本会の事務を処理する。

3 会計担当は、本会の会計に関する事務を処理する。

4 登録担当は、本会及び日本体操協会の登録に関する事務を処理する。

第 10 章 補 則

第 35 条 この規約の改廃は、総会において出席者の 3 分 2 以上の賛成により決する

第 36 条 この規約に定めのない事項については、理事会が定める。

附 則

1 この規約は、令和 6 年 4 月 13 日から施行する。

2 この規約の施行の日前に改正前の長野県体操規約の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規約の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1（第 28 条関係）

会費

区 分	1 人年額
会 長	30,000 円
副会長	25,000 円
理事長	15,000 円
副理事長	12,000 円
理 事	10,000 円
審判員	5,000 円
上記以外の会員	4,000 円

別表第 2（第 29 条関係）

選手指導者登録料

区 分		金 額
選 手	小中学生	2,000 円
	高校生	2,500 円
	一般・社会人	3,000 円
指 導 者		3,000 円

別表第 3（第 29 条関係）

団体登録料

1 団体	10,000 円
------	----------